## <香美市教育委員会定例会会議録>

(平成30年8月17日)

招集年月日 平成30年8月9日(水)

招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室

会議の日時 平成30年8月17日(金)午前9時00分

出席者 時久惠子宮地憲一 西美紀 竹平豊久 浜田正彦

欠席者 なし

## 説明のための会議出席者

野島 惠一 教育次長 生涯学習振興課長 岡本 博章 教育振興課長 横山 和彦 教育振興課主監 上村 安和 山本 宗 教育振興課学校教育班 生涯学習振興課スポーツ班 野村 文紀 生涯学習振興課文化班 小林 麻由 図書館 松岡 可奈

職務のための会議出席者 西村 愛由

## 傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 定刻になりましたので8月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員出席です。今回の署名委員さんは浜田委員です。

よろしくお願いします。

続きまして前会議録の承認をお願いしたします。

内容でおかしいところとかはありませんか。

承認でよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

教育長 承認という事でよろしいでしょうか。

それでは、前回の会議録は承認いたします。

教育長の報告は特にありませんので、議事に入ります。

議案第1号をお願いします。

事務局 議案第1号「香美市史跡楠目城跡整備等検討委員会設置要綱の制定について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

宮地委員 内容的に異議はないのですが、提案書式として最終行の「~検討委員会を作り

たい」はあたまに来ませんか。

事務局 「上記の設置要綱に基づき、」を削除させてください。

浜田委員 「承認を求める」というのはあたまに来るのではないですか。

いつも要綱のうえに「承認を求める」がきていますよね。

宮地委員 形式的な事ですが、それがないと承認事案になりませんね。

教育長 訂正をお願いします。

内容について質疑はございませんか。

竹平委員 ひとつ教えていただきたいのですが、「楠目城跡」と「山田城跡」、私は「山田

城跡」が聞きなれているのですが、どちらが正解ですか。

事務局 どちらも間違いはないです。楠目にあるので「楠目城跡」と言いますし、山田 氏の出城なので「山田城」とも言います。楠目には「楠目氏」という別の一族 がいますのでそこと混同されたくないので、できたら山田城がいいなと聞いた ことがございます。

宮地委員 法を設定する時「(山田城跡)」と通常書きますか。 要綱を作成する時に一つのものを書いておいて「( )」で別のものを書くやり 方はあるのですか。初めて見ますので。

事務局 総務課の法制係には確認はとっていますので、そこでは問題がないとなっています。

事務局 「山田城」というのは山田氏の事を言っているので、全体的言えば「楠目城跡」 で整備をするという事になっているので、「山田城跡」は削除させていただきま す。

竹平委員 細かい事ですが「跡」は「址」ではないですか。

事務局以前は「址」を使っていましたが今は使わない様です。

教育長 今はどっちで読んでもいいのですか。

事務局 いいですが、漢字表記になると「跡」を使うようになっています。

竹平委員 要綱に関連して、整備等適正に実施をして、整備計画事業を行うと、いうよう な謳い文句になっていますが、現状と将来的な楠目城跡をどう生かしていくか 教えてください。

事務局 現在、楠目城跡という事で売り込んでいますが、現場が樹木や竹の群生により 城が見えづらいので、地権者に了解を得て木や竹を切ったりして道や看板の整備など行い、いまより具体的に城が明確に分かるように整備することを考えて います。そのために議案第2号で委員さんを選んでその中で指導をいただいて 整備を行う事を考えています。

竹平委員 「城」という事で単体で持っていくという事ですか。 例えば香美市には、野中神社や谷秦山の墓がありますがそういうのと関連付け ていく考え方はないですか。

事務局

あります。近くにも文化財としての史跡がありますので、それらも合わせて整備して、例えば山道を通って散策をすると次の史跡にいけるような「点から線へ、線から面へ」という形をとりたいと思います。

(採決)

教育長

ご異議はありませんか。

ないようですので承認いたします。

続きまして議案第2号をお願いします。

事務局

議案第2号「香美市史跡楠目城跡整備等検討委員会委員の委嘱について」

(議案説明)

(採決)

教育長

ご異議はありませんか。

ないようですので承認いたします。

続きまして議案第3号をお願いします。

事務局

議案第3号「香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

竹平委員

「平成31年4月1日から施行」となっていますが、新図書館の開業を見据えた ものなるのですか。

事務局

本当は元々お客様から「 $5:00\sim6:00$ まで開館してほしい」という要望がありまして、平成29年度の図書館協議会で近いうちにやりましょうという話にはなったのですが、なかなか実現するのに至らず、本当は去年、こういう形でやって今年の4月1日から実施していきたかった動きを一年遅れで今回やるようになりました、どうしても非常勤などは一年単位で雇用していたりするの

で、その時の労働条件などが、今までの勤務時間帯で雇用している関係と、総務課の方にも職員の勤務時間の変更もかけたうえで且つ、利用者の皆様に然るべく広報したうえで、開館の時間を遅らす必要があるので、今、提案をさせていただいて来年4月1日から施行する感じにする予定です。

現在、他の高知県の公共図書館が41ありますが、そのうちの20団体、半数が「10時~6時」が基本の開館時間になっています。隣の南国市、香南市も基本は「10時~6時」まで、館によっては曜日ごとに時間帯を変えたりはしています。新図書館との関係ですが、新図書館でもこういう形でやるつもりでしたし、特にあえて新図書館に向けて開館時間をというか、今のお客様のニーズに合わせてというところが一番大きいです。

浜田委員 人の関係があるので、竹平委員の言いたいのは「年度の途中で出来ないのか」 ということだと思います。非常勤さんにこういう雇用契約でやっていることが 一つ。それ以外の事は、公務があるけど、9時から使うというより6時までと いうのがあるから、そこの問題ではないかと思います。 ただ、やろうと思え ばできると思います。

竹平委員 現状としては3月31日までは旧の勤務時間ですね。 ちょっと時間がかかると思うのですが。

事務局 教育委員会で決まって、総務課に職員の勤務時間の変更を承認していただいて、お客様に広報をする、広報期間をある程度取っていきたいと、新図書館建設の関係でアンケートをとりまして、そのアンケート結果が、小学生、中学生、大学生、20代、30代、40代、50代までに至っては、午前10時以前に開館するよりも、午後5時から6時まで開館してほしいという%が高く、60代、70代、80代になると10時以前に開館してもらいたいという方が多いので9時の開館時間を楽しみにして来る方も多いので、その方々にご理解いただいて、広報を集中させていただく期間としてこれぐらいあけさせて頂きたいと思います。

浜田委員 新しい図書館になると、それなりに人の配置も、もうちょっとしっかりするのではないかと思うので、開館時間は多くの図書館が10時から6時でも短いです。働いているものにとっては終わってからの時間が必要です。高齢者の方は朝早く利用されているので「やっぱり朝早くから開けたいよね」あるかもしれません。開館時間を検討してください。

竹平委員 そういった方向で利用者を増やすようにお願いします。

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。

ないようですので承認いたします。

続きまして議案第4号をお願いします。

事務局 議案第4号「香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」

(議案説明)

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。

ないようですので承認いたします。

続きまして議案第5号をお願いします。

事務局 議案第 5 号「香美市立学校施設の開放に係る施設使用料条例の一部を改正する 条例の制定について」

(議案説明)

(質疑回答概要)

浜田委員 料金の設定は、どういう形で行われていますか。

香北の武道館に合わせているのですか、以前も430円でしたよね。

事務局 先に提案させていただいた第4号にも削除する内容としまして、「武道館の料金 430円」となっております。こちらの金額は条例の中に「香美市の市民の方 または香美市の市民が過半数を構成する団体とかが実施される場合は使用料の 1/2になります」というのが備考にありますので430円ですが、実際は半額 220円で利用できるようになっています。香北の武道館の方は全面を使用す ると860円、半面の場合は430円となっていましてこれを市民の方が使用 すると半額になりますので、全面で430円、半面で220円という設定にな っています。今の香北の武道館を香美市民が使用した場合と同じになります。 社会体育施設の場合は香美市外の方も利用できますが、学校施設については香 美市民の方に提供するという事になっていますので、市民の方が利用した場合 の料金設定という事で表記しています。

浜田委員 学校施設がそうなっているのですか

事務局 小学校の体育館も220円で利用していただいていますが、それも体育施設条 例では、430円となっています。市民の方が使用すると220円でご利用設 定となっています。

浜田委員 県立やその他に比べると施設そのものが大変立派になるのはいいが、非常に一 時間当たりの単価が安いと、どういう算出をしているのか。本来お金をかけて やっているのですから。

事務局 確かに安いという声もあります。

浜田委員 団体で使うのであって個人で使う事がないので、出来るだけ安く使わしてあげ ればいいけど、お金をつぎ込んで施設が立派で維持管理費が出ているかどうか。

宮地委員 社会教育委員会のなかで、議論にはなっていますか。 本来は社会教育委員会などで議論をしてもらいたいです。

事務局 8月2日に社会体育施設運営委員会が開催され、その中で29年度の収入額と維持管理にかかる費用を資料として提出し説明をさせていただきました。維持管理費を全部使用料で賄うのはかなり高額となり無理なのですが、今の料金設定自体は安くなっているので、消費税を上げるタイミングもあるので研究させてもらいますと言っております。実際、施設を利用される人にとっては、出来るだけ安くというご意見がありますのでこれから研究をしなければいけないと思います。

西委員 施設の利用率はどの様な感じでしょう。

事務局 施設によりますが、一番最近ですと宝町体育館を新しく立て替えたのですが、 ほぼ、予約でいっぱいです。利用率が高いです。 後は旧佐岡小学校の体育館とか、平山の体育館とかは余裕がありますので利用 いただけます。

平成29年度の使用料収入は390万円の収入がありますが、維持管理はその何倍もかかります。

宮地委員 文化施設等の絡みもありますから全体を見てみたら良いかもしれません。

浜田委員 他の市町村なんかも参照にすればいいですね。

事務局 上げ過ぎて施設の利用回数が減ってしまうと逆効果になってしまいますのでそ のあたりも気をつけたいと思います。

(採決)

教育長 ご異議はありませんか。

ないようですので承認いたします。 続きまして議案第6号をお願いします。

(議案第6号は非公開案件審議)

事務局 議案第6号「通学区域(校区)外通学について」

(原案のとおり承認)

教育長 続きまして議案第7号をお願いします。

事務局 (議案第7,8号は非公開案件審議・一括審議)

議案第7号「通学区域(校区)外通学について」 議案第8号「通学区域(校区)外通学について」

(原案のとおり承認)

教育長 続きまして議案第9号をお願いします。

## (議案第9号は非公開案件審議)

事務局 議案第9号「通学区域(校区)外通学について」

(原案のとおり承認)

教育長 続きまして議案第10号をお願いします。

(議案第10号は非公開案件審議)

事務局 議案第10号「通学区域(校区)外通学について」

(原案のとおり承認)

教育長 本日の案件はすべて終了しました。

(閉会時刻 午前 10 時 27 分)